

## 令和5年度第2回三重県障害者施策推進協議会概要

日時:令和6年2月22日(木)14時~16時

場所:三重県津庁舎大会議室

出席者:菊池委員(会長)、柿本委員、河原委員、金本委員、北川委員、齋藤委員、三瀬委員、中島委員、中村委員、深川委員、福中委員、宮野委員(12名)

### 1 あいさつ

池田障がい福祉課長よりあいさつ

### 2 事項

(1)みえ障がい者共生社会づくりプランの改定について【資料1、別冊】

<資料に基づき事務局から説明>

(2)三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について【資料2】

<資料に基づき事務局から説明>

(3)三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会開催結果報告について【資料3】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

○資料1-1に記載の「アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数」とは具体的に何をするのか。

【事務局回答】

障害者差別解消法の改正により事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、啓発推進員が事業者に連絡をとり直接訪問し実施している。事業者とともに考える形で普及を進めている。

○資料1-1 3ページに記載の福祉の担い手が必要との意見に対して、福祉専門の学科を新設することや地元採用を進めるといったことはできないのか。

【事務局回答】

県内に福祉の専門校を設置することはなかなか難しいことだが、高等学校等で福祉コースを設置したり、福祉セミナー等を開催している。福祉サービスの研修の人数の枠を増やし、また、サービス管理責任者の取得のための実践研修について効率的に実施するなど取り組む予定である。

○大学において特別支援教育を学習することはできるのか。また、三重県で採用される教職員に事前に研修などを実施しているのか。

【事務局回答】

特別支援教育については、大学と連携をして、教員をめざす学生を対象として説明をしている。採用後の研修で、教員が特別支援教育を学ぶ機会もある。また、ネット DE 研修というオンライン研修にも特別支援教育に関するメニューがある。

○聾学校で手話を使用する児童生徒が少なく、彼らが孤立しているといったことを聞いたことがある。そのことへの対応について教えていただきたい。

【事務局回答】

教員を対象とした手話の学習会を実施している。今回のご意見については現場にも申し伝える。

○「心のサポーター養成研修の修了者数」について、研修では、講師は誰か。精神疾患について、脳の病気であることを、三重県をあげて啓発してほしい。精神障がい者は増加傾向であり、記載の数値目標に疑問を感じる。目標についてPDCAのうちCAができていないと思うのでより実効性のある計画にしていきたい。

【事務局回答】

国の医療計画でも「心のサポーター」を目標に掲げており、本県としても偏見が生じないようしっかり普及啓発を進めていきたいと考えている。国の研修を、三重県こころの健康センターの職員が受け、受講した職員が講師となり広げていくことにしている。啓発活動は、広く教育や事業者等にも実施したい。重症化する人もみえるため退院が難しいというのも承知している。新規入院者の退院率について早期発見、早期治療という視点でしっかりやっていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

○疾患別に退院目標を考えた方が良いのではないか。

【事務局回答】

疾患別の入院の現状について県の医療計画に記載しているところだが国の方針もふまえ検討させていただく。

○手話施策推進部会でもPDCAの話が出た。手話についても数字だけでなく、その先が必要である。手話を使う児童生徒は減っており、孤立化しているように思われる。

聾学校において教員を対象とした手話学習会が行われているが、聾学校に在職する前に手話を学習してほしい。

【事務局回答】

教員の配置は、3月初旬に異動が決まり、4月から勤務することとなる。ご意見をふまえて、できることを考えたい。

○別冊65ページの取組項目④に記載の「パラスポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者」とはどのような方がいるのか詳細を説明願いたい。

66ページの取組項目⑩に「強化活動を支援する」と記載があるが具体的に教えてほしい。

**【事務局回答】**

取組項目④について、パラスポーツ指導員のほかに、パラスポーツ医やパラスポーツトレーナーなどがある。なお、パラスポーツ指導員の三重県の登録者は約400人である。

取組項目⑩について、スポーツ推進局で、全国規模の競技団体から強化指定を受けた選手等を対象に、本県独自の強化指定を行い、選手の強化活動にかかる旅費等などの経費を補助している。

○資料2の④に関して、福祉施設に入所している聴覚障がい者がいるが、スムーズなコミュニケーションのため、聾者の相談員を設置してほしい。

**【事務局回答】**

福祉施設を利用している聴覚障がい者もいると思うが、県として把握しきれていない状況である。4月から合理的配慮の提供の義務化が始まることから、聴覚障がい者への支援について、どのような形でできるのか、聴覚障害者支援センターとも相談しながら考えたい。

○障がい者によって1時間に500円の賃金をもらえる障がい者もいれば、50円の障がい者もいる。障がい者の労働に効率性が入ってきていることに戸惑いがある。アウトリーチによる啓発について、福祉作業所への啓発についても合わせてお願いしたい。

**【事務局回答】**

工賃は利用者の障がいの状況によって違ってくると思うが、それぞれの人にあったペースで作業を進めることが基本となる。合理的配慮の提供について、福祉事業所は意識が高いと思うが、相談対応等行っていきたい。

○視覚障がい者が盲学校ではなく一般の学校に通っている。視覚障がいの特性を理解した教育がされているのか。医療から福祉へすみやかにつなげていただきたい。

**【事務局回答】**

地域の学校に通われている視覚障がいのある生徒については、特別支援学校がセンター機能として職員等を派遣する形で支援をしている。ご意見もふまえ、学ぶ体制をしっかりと整備していきたい。

○作業所によって対応の温度差がある。作業所の職員への研修はされているのか。障がい特性にあった作業をしないと、症状が悪化してしまうこともある。

**【事務局回答】**

相談支援専門員や現場の責任者としてサービス管理責任者がいるが、資格の更新時には研修を受講する必要がある。そういった場で研修を実施している。

○研修を受けるだけではだめだと思う。実際に立ち入りして各事業所を評価していただきたい。B型作業所については効率性を取り入れるという発想はおかしいと思う。

○地域移行を見据えて入所してくる障がい者は少ない。入口のところで地域移行を見据えていただくための取組が重要であると思う。

また、待機者がいる限り入所定員は減らせない。過去3か月の入所者数について、減らす定員数を満たしていれば減らすことができるが、その考え方も柔軟にしていきたいと思う。

別冊 P118 に人材確保の記述もあるが、現実には難しい。人材確保検討部会という形で自立支援協議会の中で検討する必要があるのではないか。

○事業所はたくさんあるが、重度障がい者はなかなか利用できる場所が少ない。人材不足の対策を考えていただきたい。

○三重県内の難病患者のうち、約75%が障害者手帳を所持していない。手帳を所持していない難病患者は障がい者雇用率の数値に算定されないということを知っていただきたい。